



平成 20 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイホーム
代表者名 代表取締役社長 大宮健次
(J A S D A Q ・ コード 2721)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営管理室長 加藤篤彦
電話 03 - 5324 - 6261

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成20年2月21日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成20年3月28日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

- (1) 会社法では端株制度は廃止され、当会社の端株は存在しないので関連条文および関連箇所を削除ならびに修正するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更ならびに一部規定の文言訂正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第 1 条 ~ 第 8 条 記載省略 (端株の買増し)	(同左) 現行どおり (削 除)
第 9 条 当会社の端株主は、株式取扱 <u>規程に定めるところにより、</u> <u>その端株と併せて 1 株となる</u> <u>べき端株を売り渡すべき旨を</u> <u>当会社に請求することができ</u> <u>る。</u>	
2 <u>前項の請求があった場合にお</u> <u>いて、当社が売り渡すべき</u>	

株式を有しないとき、または株式取扱規程に定めるところにより、当社は前項の請求に応じないことができる。

第 10 条 ~ 第 28 条 記載省略

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議によって、同法第 423 項第 1 項の取締役 (取締役であったものを含む。) の責任を、法令の定める限度において免除することができる。

第 30 条 ~ 第 35 条 記載省略

(期末配当金)

第 36 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 記載省略

第 9 条 ~ 第 27 条 現行どおり

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議によって、同法第 423 項第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を、法令の定める限度において免除することができる。

第 29 条 ~ 第 34 条 現行どおり

(期末配当金)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更の効力発生日は、平成 20 年 3 月 28 日（金曜日）開催予定の第 16 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決することを条件としております。

以 上